十二ヶ年以上　十三ヶ年未満　四百二日分
十三ヶ年以上　十四ヶ年未満　四百五十五日分
十四ヶ年以上　十五ヶ年未満　五百十一日分
十五ヶ年以上　十六ヶ年未満　五百七十日分
十六ヶ年ヲ増ス毎ニ此率ニ準スルコト

一、[illegible]召集ノ件
[illegible]西集ノ場合ハ一人五歩支給スルコト

一、賞休暇ニ関スル件
一、所皆勤ニテ休暇券ニ扶支給シ有効期間ハ一年トナス事

一、旅業合券ニ関スル件
六ヶ月有効ノ家族集合券支給スル事

一、[illegible]休ニ関スル件

一ヶ月ニ対シ二日間ニ改善スル事
但シ一ヶ月ニ対シ一日ノ欠勤ハ翌月ノ公休ニ差支マラスル事

一、公傷ニ関スル件
公傷ヲ多ク歩行困難ノ場合ハ會社指定ノ医師ニ治療ヲ免日事未分既十八時
ハ最寄ノ医師ニテ治療シ其費用ハ會社ニテ負担スルコト

二、左記ニ出勤シタル時支給ノ件
大晦日、元旦、三日、五日、五大節ハ日給倍額支給スルコト
酒肴料ハ運輸課ト同ジク支給スル事

二、賞與金ニ関スル件
欠勤十日迄ハ満点ニ影響セサルコト
十日以上ニ亘ル場合ハ賞與金額ヲ千点ト見做シ屆出欠ハ五点トシ無届ハ十
五点減スルコト